

## 岐阜県水産研究所科学研究費助成事業不正使用防止計画

岐阜県水産研究所では、「岐阜県水産研究所科学研究費助成事業取扱規程」第6条により、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の適正な運営及び管理を行うため、岐阜県水産研究所科学研究費助成事業不正使用防止計画を以下のとおり定めるものである。

### 1 運営管理体制

#### ①最高管理責任者：所長

当研究所における科研費の運営及び管理について最終責任を負う。

#### ②統括管理責任者：管理調整係長

最高管理責任者を補佐し、科研費の運営及び管理について当研究所全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。

#### ③コンプライアンス推進責任者：生態環境部長、資源増殖部長及び下呂支所長

部・支所における科研費の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ。

### 2 不正使用防止計画

#### 2-1 科研費の不正使用防止のため、最高管理責任者がリーダーシップをとれる体制の構築 (目標)

科研費の管理責任者等（最高管理責任者・統括管理責任者・コンプライアンス推進責任者）の責務及び責任を明確に定め、必要に応じて見直しを行うとともに、時間経過や人事異動による責任意識の低下を防ぐことが必要である。また、研究者からコンプライアンス推進責任者に科研費執行状況等の報告を行う仕組み及びコンプライアンス推進責任者から統括管理責任者に適正使用に係るルール遵守状況を報告する仕組みを通じて、最高管理責任者がより適切な対応をとることができる体制を推進する。

(計画)

権限責任・業務分掌等について、現状との乖離がないかを定期的に点検し、乖離がある場合は速やかに修正する。また、定期的に、管理責任者等に対して権限責任・業務分掌等について啓発を行う。

また、コンプライアンス推進責任者は、担当部局の研究者の予算執行状況、物品管理等を機会あるごとに点検し、その都度統括管理責任者に報告する。

#### 2-2 科研費の適正使用の推進及び不正防止のための環境の整備

(目標)

岐阜県職員倫理憲章に記載された取り組みの徹底を通じて、科研費の執行及び管理に対する考え方について、研究員の意識向上を図り、科研費の不正使用を行わせないような所内環境を構築する。

(計画)

岐阜県職員倫理憲章に記載された取り組みを継続・徹底する。

また、倫理教育に関する研修会を行うことで、不正使用問題の重大さの理解を継続して求める。

全職員から不正使用を行わない旨の誓約書の提出を求める。

#### 2-3 科研費の適正使用の推進及び不正防止のための仕組みの構築

(目標)

科研費管理に関連する規定をすべて明文化し、容易に参照できるよう整理したものを提示する。併せて、研修等を行い、不正防止への取組体制を周知する。

(計画)

最新のルールについて、常時把握することを徹底し、そのことを研究者及び管理責任者等に

周知する。

発注・検収は、例外なく事務部門が担当することとし、不正を未然に防止する。

取引先には、不適切な取引や癒着を生む行為をしないよう、誓約書の提出を求める。

## 2-4 モニタリング体制の適正化

(目標)

内部監査の充実等により、不正防止を徹底する。

(計画)

管理責任者等が連携をとりながら、科研費の執行について常時モニタリングできる体制を構築する。

附 則

この計画は、平成27年3月4日より施行する。